

**女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画**

**平成28年4月
矢祭町**

矢祭町における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

平成28年4月1日
矢 祭 町
矢 祭 町 議 会
矢 祭 町 教 育 委 員 会
矢 祭 町 選 挙 管 理 委 員 会
矢 祭 町 監 査 委 員
矢 祭 町 農 業 委 員 会

矢祭町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、矢祭町、矢祭町議会、矢祭町教育委員会、矢祭町選挙管理委員会、矢祭町監査委員、矢祭町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、町監査委員事務局、町農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、管理職6名中女性2名と女性職員の管理職登用は33%で全国平均14.6%を上回っている。一方、育児休業等の取得が平成10年度から平成27年度までに男性職員は0名、女性職員は1名であり、最も大きな課題として位置付けられるため、次のように目標を設定する。

◆育児休業等の取得の促進

目標年度 平成32年度 男性 10% 女性 100%

4. 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を平成28年度から実施する。

(1) 育児休業等の取得の促進

- ① 育児休業及び育児短時間勤務制度等に関する資料を通知・配布し、制度の周知を図る。
- ② 育児休業等体験者の体験談や育児休業を取得しやすい職場環境づくりの取組例をまとめ、職員に情報提供を行う。
- ③ 課長等会議の場において、育児休業等の制度の趣旨理解と職場の意識改革を行い、取得しやすい雰囲気醸成に努める。
- ④ 出産を控えている全ての男女に対し、管理職員（又は人事担当部局）による面談を行い、育児休業等の活用促進に関する助言を行う。
- ⑤ 育児休業中の職員に対して、休業期間中の情報や復職後の業務分担などについて検討し、円滑な職場復帰の支援を行う。